

ゼロカーボンシティやお推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、ゼロカーボンシティやお推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、活動趣意書に基づき、「これからのこどもたちの未来」のため、共創と共生の地域づくりの考え方を踏まえ、市民、企業、行政等多様な主体が協働して脱炭素型社会に貢献する情報共有を行うとともに、気候変動への対策等を行うことにより、2050年度までに八尾市域内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、脱炭素型まちづくり（ゼロカーボンシティやお）の実現に寄与することを目的とする。

(活動・事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 脱炭素型まちづくりの実現に向けた情報共有
- (2) 脱炭素型まちづくりの実現に向けた調査、研究及びその推進
- (3) 前号のための勉強会
- (4) 第2号の取組状況の公表及び好事例の検証
- (5) 第2号に付帯する各種セミナー、ワークショップ等の開催等による啓発活動
- (6) その他、目的達成に必要な事業活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同し、本規約を遵守する団体または会員の推薦を得た者（以下「団体等」という。）とする。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする団体等は、入会申込書（様式第1号）を提出し、会長の承認を得るものとする。

2 なお、次の各号に該当する団体等については入会を認めない。

- (1) 八尾市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 八尾市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 活動内容が宗教的・政治的である団体等
- (4) その他、協議会が、加入に不適切な事由があると判断した団体等

(退会)

第6条 会員は、退会届（様式第2号）を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員である団体等が消滅又は死亡したとき。
- (2) 本規約に反する事情が判明したとき。

(役員)

第7条 協議会の役員は、会長1名、副会長2名以上とする。

2 会長は会員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に定める1年とは、役員に選任された日から翌年度における第9条に定める通常総会の日までとする。

(総会)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

3 通常総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 本規約の変更

(2) 事業計画の策定及び変更

(3) 事業報告

(4) 役員を選任又は解任

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

(定足数)

第10条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(議決)

第11条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(表決等)

第12条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について表決し、又は他の者を代理人として表決することができる。

(部会)

第13条 会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する会員をもって充てる。

3 部会長は、部会の会務を総理する。

(総会の招集等)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、会長が議長となり議事を総理する。

3 会長は、やむを得ない事由があると認める場合は、書面審議等で総会に代えることができる。

(意見の聴取)

第15条 総会及び部会は、必要があると認めるときは、総会又は部会の議事に関係のある者を会議に出席させて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、八尾市環境部環境保全課に置く。

(細則)

第17条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、令和3年10月27日から施行する。